

令和8年3月24日

## お知らせ

課名	指導監査課
担当	村上、大波
内線	3268、3260
直通	086-226-7918

### 指定障害福祉サービス事業所に対する行政処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定により、指定障害福祉サービス事業所に対し、次のとおり行政処分（指定の一部の効力の停止）を行いました。

#### 1 事業者の概要

- （1）開設者の名称等 社会福祉法人ももたろう会（理事長 伊藤 大樹）
- （2）開設者の所在地 加賀郡吉備中央町吉川7531
- （3）事業所の名称 玉野スマイルタウン グループホームつばめ苑
- （4）事業所の所在地 玉野市田井6-8-1
- （5）サービスの種類 共同生活援助（平成24年6月1日指定）

#### 2 処分の通知日 令和8年3月24日（火）

#### 3 処分の内容及び期間

- （1）内 容 指定の一部の効力の停止1月（利用者の新規受入停止）
- （2）期 間 令和8年4月1日から4月30日まで

#### 4 処分の原因となる事実

障害者グループホームの入居者（20代）が死亡する事故が発生した。

- ・令和7（2025）年6月、グループホームに入居した3日後、グループホームが提供した朝食の食パンをのどに詰まらせ、心肺停止状態となり、約1月後に死亡した。
- ・入居者は嚥下機能に障害があり、入居前は嚥下調整食3（歯茎でつぶせる程度に柔らかい食事）を食べていたが、グループホームでは食パン（ハサミで切った状態）を提供し、死亡する事故を発生させた。

#### 5 処分の根拠となる法令の条項 法第50条第1項第5号

#### 6 行政処分以外の対応

サービスの内容を決定する際は、各利用者の障害の程度を踏まえ、サービス内容によって発生するリスクや必要な対応も検討した上で、慎重に判断するよう指導する。